

議員（尾崎 忠義）

13番 尾崎 忠義でございます。

私は、令和2年3月多度津町議会第1回定例会におきまして、町長及び教育長、そして各関係担当課長に対し、1、新型肺炎コロナウイルス対策の強化について。2、教員の変形労働時間制について。3、青年議会の開催についての3点につきまして一般質問をいたします。

まず最初に、新型肺炎コロナウイルス対策の強化についてであります。

新型肺炎コロナウイルスの感染は、世界的にも国内的にも猛威を振るっており、深刻で大きな社会問題となっております。そして、町民の間でも、不安と動揺が高まっているところであります。このコロナウイルスは、感染経路や原因が不明のまま患者が急増し、死者まで続出しており、新たな段階に入ったところで、政府は2月25日に基本方針を打ち出し、感染の広がりへの防止、感染による犠牲者を出さないためにも十分な対策を我が町でもとる必要があります。

町においても対策、検討が進められていると思いますが、次の点についてお尋ねをいたします。

1つ目は、町民、事業所、医療、福祉機関などに、町として正確な情報を提供して、必要な措置を講じているのかどうか。

2点目には、不確かな情報の流布やパニックなどの助長を事前に防ぐための情報を公開し、受診、相談方法などを懇切、丁寧に行っているのかどうか。

3点目に、町内における感染症病床ベッドを確保し、専門医師や治療体制は確保できているのかどうか。

4点目に、発生した場合、必要な患者が入院可能な状態にするための空き病床ベッドを確保しているのかどうか。

5点目に、医療機関、福祉事務所などにマスクや衛生材料、消毒液などに不足は生じていないのかどうか。また、その対策と措置はどうか。

6点目に、保健所と連携しての感染予防体制強化での人員確保や支援はどうなっているのか。

7点目に、感染者やその家族、医療、福祉従事者に対する差別、偏見、風評被害を防ぐための正確な情報提供を行える体制になっているのかどうか。

8番目に、町内産業への業績悪化の影響を調査し、打撃を受ける分野への支援策を早急に検討し、予備費、臨時の補正予算を組むなどの対応をすべきかどうか。

9点目に、感染拡大の予測とその影響の長期化による町内企業、商店への資金繰り悪化に対する対策はあるのかどうか。

10点目に、家庭、家族への対応、子供への感染での学校側の対応と対策はど

うするのか。また、窓口、相談先はどこなのか。

10点についてお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員ご質問のうち、1点目の町民、事業所、医療、福祉機関などに町として正確な情報を提供して、必要な措置を講じているかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町において、町民の皆様には、ホームページに当該感染症情報を掲載をし、併せて国や県が発信する最新情報が取得できるよう随時更新をしております。また、注意喚起のチラシを自治会回覧するなど対策に努めております。障害児、障害者の福祉サービスに関する事業所等には、香川県より直接情報提供及び周知がなされております。また、町内医療機関には香川県医師会等からの情報提供があり、町医師会、歯科医師会、丸亀市薬剤師会とは、機会を捉え、現状の情報共有やそれぞれの対応について協議を行っております。

今後も、新型コロナウイルス感染症に関して、国や県の対策本部の動向を注視し、中讃保健所等と連携をして、速やかに対応を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員のご質問のうち、2点目から7点目までのご質問にお答えいたします。

まず、2点目の不確かな情報の流布やパニックなどの助長を事前に防ぐための情報を公開し、受診、相談方法等を懇切、丁寧に行っているかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

町長の答弁にもありましたとおり、町ホームページ及び自治会回覧のチラシに、国が発信する情報及び受診の目安や方法、電話相談窓口について情報提供しております。今後も町として最新情報の周知に努めるとともに、町民皆様にも正しい情報収集に努めていただくようお願い申し上げます。

次に、3点目の町内における感染症病床ベッドを確保し、専門医師や治療体制は確保できているかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

指定感染症とされた当該感染症は二類感染症であり、県知事が指定する第二種感染症指定医療機関においてのみ対応となるため、町内の医療機関は該当医療機関ではありませんので、治療体制は整っておりません。

次に、4点目の発生した場合、必要な患者が入院可能な状態にするための空き病床ベッドを確保しているかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど申し上げました県内の第二種感染症指定病院においては、入院加療に

対する体制が整っております。

次に、5点目の医療機関、福祉事務所などにマスクや衛生材料、消毒液等に不足が生じていないか、その対策と措置はどうかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

医療機関においては、当分の間はマスクや手指消毒をして、医療に従事できる体制にあると確認しております。保育所や放課後児童クラブ、障害福祉サービスの事業所においても、職員や利用者にマスク持参の協力依頼をしております。在庫の消毒液を使用するなど可能な限りの対応をしております。しかしながら、全国的にこれらの物資が入手困難な状況であり、国はこれらの増産に努めるとしておりますが、先行きは不透明であります。

町といたしましては、感染症予防の周知や誤った情報による混乱が起こらないよう最新情報の提供に努めてまいります。

次に、6点目の保健所と連携しての感染予防体制強化での人員確保や支援はどうなっているのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

今回の新型コロナウイルス感染症は、これまでの感染症とは感染拡大の仕方が異なっており、平成26年4月に作成した多度津町新型インフルエンザ等対策対策行動計画に沿った対応とは異なりますが、中讃保健所と連携するとともに、2月28日に設置した多度津町新型コロナウイルス感染症対策本部等において協議しながら、最善の対応に努めてまいります。

次に、7点目の感染者やその家族、医療、福祉従事者に対する差別、偏見、風評被害を防ぐための正確な情報提供が行える体制になっているかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

感染者や濃厚接触者が発生した場合、直ちに届け出がなされ、中讃保健所が対応する体制であります。その個人情報については原則として本町にも公表されないことを確認しております。

本町においては、常に町ホームページ及びメール配信、自治会回覧等で国及び県が発信する正確な最新情報を提供できる体制を整え、誤った情報による混乱を招くことのないよう図ってまいります。

以上、尾崎議員のご質問のうち、2点目から7点目までのご質問の答弁とさせていただきます。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の8点目の町内産業への業績悪化の影響を調査し、打撃を受ける分野への支援策を早急に検討し、予備費、臨時の補正予算を組むなどの対応をするべきだがどうかについて答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響について、町内の工業、漁業、農業分野の主な事業所に聞き取り調査を行いました。工業においては、海外からの部品

等納期の遅れによる製品製造の遅延、漁業、農業においては、外国人観光客の激減や国内においての宴会等の自粛などの影響により消費が冷え込むなどの経済的な悪影響があることが判明いたしました。現在の悪い状況がどの程度の期間で収束するのか見通しが不透明な状況である上に、同ウイルス感染症による損失額等の影響額の試算も行われていない状況でございますので、たちまちの補正予算等の予算措置はできないのではないかという風に考えてございます。

しかし、国の資金繰り支援制度としてのセーフティーネットや休業補償の一つとしての雇用調整助成金の特例措置の拡大が示されたように、日々発表される国、県等の情報を精査し、歩調を合わせながら対応を行いたいと考えております。

次に、9点目の感染拡大の予測と、その影響の長期化による町内企業、商店への資金繰り悪化に対する対策はあるのかに答弁させていただきます。

先ほどの答弁で申し上げましたとおり、町内企業等の経済にも少なからず悪影響があるようでございます。中小の企業や商店では、この悪い状況が長引くようなことがあれば、資金繰りに苦慮される場合もあるのではないかとこの風に推察されます。昨年の12月定例会の一般質問でもお答えいたしましたとおり、本町の中小企業向けの融資制度として多度津町中小企業融資制度がございました。また、保証制度として、セーフティーネット保証制度がございました。県においては、経営安定融資制度、小口零細企業融資制度、危機関連融資制度等があり、いつでも資金繰りに対応できる体制がとられているようでございます。

このような様々な融資制度がございますので、融資等を希望される事業所及び事業者からの相談があった場合は、丁寧かつ迅速に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の10点目、家庭、家族への対応、子供への感染での学校側の対応と対策についてのご質問に答弁させていただきます。

児童・生徒につきましては、臨時休業中ではありますが、3学期であり、学期中ということでそれぞれの学校に在籍しているため、一時的には在籍する学校が相談先になります。臨時休業中ではありますが、教職員は通常の勤務をしており、学校には相談、連絡を受ける体制があります。ただし、感染症についての相談は中讃保健所、児童クラブについては健康福祉課が相談の窓口になります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問をいたします。

P C R検査は、県下で1カ所と聞いております。そして、能力は、1日当たり、ほぼ80人分でございます。そういう意味におきまして、この検査体制に対して4つの条件があるそうでございます。しかし、この発熱以降に基本的には医師の判断がされるということでございますが、一度に大量発生した場合に、それについては非常に難しいと思われると思います。そういう意味におきまして、この点についても、検査体制が1カ所では不十分なのではないでしょうか。町で大量発生した場合はどのような手順ですかをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

国の発表では、本日から医療保険の対象となりました。それで、今まで保健所を通しての検査となっておりますが、民間の医療機関で受診して、その医師の判断でP C R検査を受けることが可能となりました。ただし、これは防御の整った医療機関でのみということにはなっております。そのため、県の1カ所で検査をしておりましたのが、医師の判断でできることになったため、民間の検査機関で検査が可能となるように聞いております。しかしながら、この感染症については窓口が県、保健所でありますことから、町内で検査についての対策をとるということにはなっておりません。ご理解のほどよろしくお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問させていただきます。

今回のコロナウイルスの拡大につきまして、全国一律休校やイベントの中止の要請がありまして、減収とか無収入、こういう問題が非常になっております。また、学校給食の停止によりますキャンセルや、牛乳や野菜の行き場がない、そういう農家もございます。また、卒業式や送別会などの中止があり、花の需要の落ち込みとか、また外食の落ち込み、つまり飲食店に納入する魚の価格が下落するなど非常に大きな問題となっております。私は、これについて、減収された方、非常に大きな打撃を受けている方には相談窓口の検討が必要なんではないかと思います。そして、それについては、町内でも電話相談であるとか、現場での聞き取り調査をする必要があるかと思うんですが、これについて答弁をよろしくお願いいたします。

産業課長（谷口 賢司）

ただいまの尾崎議員さんの再質問に答弁させていただきます。

今現在では、中小企業、町内の企業に対して影響額の聞き取り調査等はありません。今後、町の商工会議所と協議を重ねながら、地元の企業さんと今の影響額について調査を行っていききたいという風に考えてございます。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、国の方で雇用調整助成金というのがございます。これに関しましても、町内で雇用されている方を休業している企業もあるとお伺いしておりますので、それも含めて、商工会議所と一緒に調整を図っていききたい、そして影響額があれば、また国の方から情報があれば、それに対応していききたいという風に考えてございますので、よろしく願います。

以上、答弁といたします。

議員（尾崎 忠義）

国の雇用調整助成金があるという点でございしますが、これは、雇用主、つまり個人的な商店とかその分については適用できないということと、また臨時の雇われておることには対象が外れるということなんで、これにも十分検討していただきたいと思います。

次に、教員の変形労働時間制についてであります。

2019年12月4日、この制度では、もっとひどい働かせ方になる、過労死が増える、先生を続けられなくなるなどの強い反対の声を押し切って、政府は公立学校の教員に1年単位の変形労働時間制を導入可能とする法案、つまり改正教育職員給与特別措置法を強行成立させました。今年は、全国各自治体で制度導入の是非が問われる訳であります。問題となっている1年単位の変形労働時間制とは労働基準法第32条の4で定められた働き方で、その内容は、1、1日8時間労働の原則を崩し、繁忙期と閑散期を設定した上で、繁忙期の所定労働時間を延ばし、つまり最大1日10時間でございます。そして、閑散期の所定労働時間をその分、短くする訳であります。

しかし、人間は、寝だめや食いだめはできません。働く者の健康と生活にとって、問題のある制度でございます。

2点目に、苛酷な労働条件であるため、過半数労働者の合意、つまり労使協定、これなしには導入ができない訳であります。また、労働者の予定が立てられるよう、あらかじめ一人一人の労働日と各労働時間を書面で決めるなどが定められております。厚労省の通知では、恒常的な残業がないことが導入の前提ともされております。

3つ目に、公務員は適用除外でしたが、今回の法改正で、教職員に限って適用可能としました。公務員なので、労使協定による制度導入はできません。つまり、条例主義に基づく訳でございます。つまり、都道府県あるいは政令市の条例制定で実際に導入できるようになる訳であります。

4点目に、公立学校での運用目的は、夏の休日のまとめ取りに限定されます。法律にはありませんが、省令に書き込まれます。閑散期は、勤務時間をゼロにして休みとし、具体的には5日間程度の休みが想定されています。

5つ目には、制度は完全に選択制でございます。つまり、都道府県が条例を定めるかどうか、条例ができたもとで個々の自治体や学校が導入するかどうかは自由でございます。また、学校で導入するかどうかは毎年度決める訳であります。

以上が5つのポイントでの法の趣旨でございます。

そこでお尋ねをいたします。

1、法改正を受けて、今後の行政がどう動くか、スケジュールはどうなる予定なのか。

2点目に、2020年度中に地方議会で導入をめぐる審議をして、制度の運用は市町村が決め、2021年度からは国が制度の運用を始めたいとしているがどうか。

3点目に、都道府県と政令市は条例が出てくるので、審議は当然として、条例の出てこない市町村でも制度導入をするなどという積極的な審議が求められていると思うがどうか。

4点目に、夏で削った分を学期中に移動させたら、もとの黙阿弥になり、何にもならなくなるので、学期中の長時間労働に拍車がかかると思うがどうか。

5点目に、学校における管理職や事務職員に相当の負担増と困難が出てくるのではないのか。

6点目に、新学習指導要領の実施、つまり道德の所見、小学校の英語、プログラミング教育等々で業務量が増えており、各地でも深刻な労働実態が広がっており、教員の大多数はガイドラインを守れない状況にあります。そして、学期中の労働条件の悪化は許されず、夏の休日のまとめ取りは別の方法がよいのではないのでしょうか。また、現場での地域における各先生方の声、意見を聞くことが必要ではないのか。

7点目に、今年2020年度、新学習指導要領での中学校全教科、つまり道德も含めます。この採択がありますが、どのように取り組み、採択するのか。

以上、7点について質問をいたします。答弁よろしくお願いいたします。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の1点目の法改正後のスケジュールについてのご質問に答弁させていただきます。

公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が昨年12月4日に成立し、12月11日に公布されました。変形労働時

間制の施行は令和3年度になっております。そのため、令和2年度には県の6月議会もしくは9月議会で条例の制定が行われ、それに伴って、県や町の規則等の整備が行われます。それを受けて、各学校において年間計画等の策定が行われることになります。

続きまして、2点目の地方議会での導入をめぐる審議等についての質問に答弁させていただきます。

この法律は、学校における働き方改革を進めるための総合的な取り組みの一環として、文部科学省が昨年1月に策定した公立学校教員の勤務時間の上限に関するガイドラインを法的根拠のある指針に格上げするとともに、1年単位の変形労働時間制を各地方公共団体の判断により、条例で選択的に活用できるようにするものです。当然、こうした重要な条例であるため、活発な論議が行われ、制定されるものと考えております。

条例が制定されれば、それを参考にして教育委員会は、校長、教師の共通理解を図り、制度として活用できるよう町として取り組むことになると考えております。

続きまして、3点目の制度を導入するなという検討はできるのかについてのご質問に答弁させていただきます。

この法が改正された理由は、教職員の長時間労働を解消する働き方改革を推進するためのものです。その法が実効性を伴うものにするため、給特法や指針などを踏まえるとともに、学校、市、町、教育委員会の意向を勘案して、県議会が条例を制定、成立の上、この条例に従って学校の意向も踏まえ、市、町、教育委員会が具体的な導入、運用の仕方を決定することになっているようです。

続きまして、4点目の1年単位の変形労働時間制の活用の効果についてのご質問に答弁させていただきます。

教師の業務については、他の地方公務員と異なり、学校には法令に基づき、児童・生徒の長期休業期間があるため、年間を通じた業務の繁閑が見込まれ、実態としても学期中と長期休業中とでは勤務する時間について違いが明らかになっております。そのため、教師の業務の縮小を徹底的に図った上で、比較的業務が穏やかになる長期休業期間を活用して、勤務時間を柔軟に設定することによって休日を確保することは、教師の質の向上の観点からも重要な選択肢の一つではないかと考えております。

続きまして、5点目の管理職や事務職員についての負担増、困難についてのご質問に答弁させていただきます。

勤務実態調査においても、管理職の長時間勤務の実態が明らかになっております。特に、教頭職については、教諭より長時間勤務していることが多い実

態があります。勤務時間の管理をする管理職については、業務の効率化を図る校務支援システムなどの導入など学校のICT化を推進していかなければならないと考えております。事務職員については、いわゆる三六協定を結び、勤務の適正化を図っているところであります。

続きまして、6点目の現場での地域における各先生方の意見を聞くことが必要なのではないのかについてのご質問に答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、勤務実態を客観的に把握するとともに、現場の生の声を聞くことも大切だと考えております。

最後に、7点目の中学校の教科用図書の採択についてのご質問に答弁させていただきます。

次年度は、中学校の教科用図書の採択の年になります。まんのう町、琴平町とも協力しながら、調査研究を進め、協議し、9月までには、本町教育委員会において学習指導要領、生徒の発達段階、学習内容構成、分量、表記、編成上の工夫などの観点から公正に選定作業を行い、本町の生徒が主体的に学べる教科書を決定していく予定であります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後に、青年議会の開催についてであります。

長い間、有権者は1票入れても政治は変わらないと思われ、それが棄権に繋がり、投票率を下げてきました。特に、投票年齢が引き下げられ、18歳以上で選挙権のある高校生、大学生などの若者の選挙に対する投票の参加が低下をしております。これは、選挙制度が小選挙区制になり、より民意が反映されないのも一因であると考えられ、今後は中選挙区制を目指すべきだと考えます。なぜなら、絶対得票率は2割にも満たないのに、与党が多数を占め、一強といわれる構図になっているからであります。従って、これからは若者、青年の時代であり、また町行政に関心を持ち、町の将来を青年が担う意味からも、また後継者を作るということから大事になってきております。

そこで、今年の秋頃には予想される総選挙があるという意識をせざるを得ない局面で、投票率の向上のためにも、また政治・行政の意識を高めるためにも若者、青年の政治参加がどうしても必要であります。

そこでお尋ねをいたします。

1点目は、町内の18歳から25歳までの青年有権者はどのくらいいるのか。

2点目には、青年の思い、悩み、意見が生き生きと行政に反映できる青年議会を町として開催してはどうか。

3点目に、成人式などを機会に、晴れ着姿での半日模擬投票青年議会を企画

して、政治・行政に反映できる仕組みづくりが必要と考えるがどうか。

3点について質問をいたします。よろしく答弁お願いいたします。

総務課長（岡部 登）

尾崎議員の町内における18歳から25歳までの有権者数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

公職選挙法第22条第1項の規定に基づく令和2年3月1日時点での選挙人名簿定時登録における18歳から25歳までの有権者数は、男、848人、女、783人、合計1,631人でございます。また、参考といたしまして、令和元年7月21日執行の第25回参议院議員通常選挙におけます有権者数は、男、826人、女、805人、合計1,631人でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の2点目、青年議会の開催についてのご質問に答弁させていただきます。

本町では、毎年夏休みに小・中学生を対象とし、将来を担う子供たちに多度津町の姿をよく見詰めてもらい、今後のまちづくりについて提案したり、質問したりしてもらう機会を作ることを目的に、子ども議会を実施しておりますが、青年を対象とした青年議会は開催しておりません。ただし、平成25年に香川県議会において開催された新成人議会に、本町から2名の青年が参加したことがございます。この新成人議会は、県議会や県政に関心を持ってもらうことを目的に県内の新成人が集まり、開催されました。この目的は、尾崎議員の提案の青年議会と通ずるものがあるかと存じます。

現在のところ、町としては青年議会の開催は考えておりませんが、尾崎議員からご提案いただいた青年議会の開催目的である青年の思い、悩み、意見が生き生きと行政に反映できるということは、青年議会の開催の有無に関わらず、大切なことだと考えておりますので、まねきねこ課やミライ会議に参加して、行政やまちづくりに関心を持ち、町の将来を考えることやホームページを通じて、広く意見をいただくことなど青年の意見や考え方が町行政に反映されるよう努めてまいりたいと存じます。

次に、3点目の成人式などを機会に、半日模擬投票青年議会を企画して、政治・行政に反映できる仕組みづくりについてのご質問に答弁させていただきます。

現在、成人式を開催するに当たっては、毎年、新成人たちが自らプロジェクトチームを組織し、彼らの企画運営により成人式を行うことで、自分たちの成人式であることを意識させるようにしております。

その方針から申し上げますと、尾崎議員からご提案のあった半日模擬投票青

年議会につきましても、主権者である成人となったことを意識する成人式で開催することは大きな意義があると考えられますが、町が企画提案するのではなく、プロジェクトチームのメンバーが自ら考え、企画したものでなければ、政治・行政の意識の高まりに繋がることは難しいと思っております。今後も、どのような取り組みが有効であるのか、今後成人とともに考えていくことができればと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただいま答弁がありました。あくまでもこれは町が企画提案するのではなく、プロジェクトチームのメンバー自らが考え、企画したものでなければ政治・行政の意識の高まりに繋がることは難しいと思っておりますという答弁がございました。しかし、この成人の方が、主催は多度津町でございます。ですから、このプロジェクトチームと、自ら考えるのではなくて、町が提案をし、ぜひこれを町行政、つまり今の若い人たちも、よし、町会議員出てやろうという、そういう意気込み、あるいはその関心を持っていただくということが私たちの切なる願いでございます。

私たちも、やがては年にとって退任しなければならない時期でございます。そういう意味におきましても、関心を持つために、ぜひプロジェクトチームが結成されましたら、そういう提案をし、町主催として毎年同じようなセレモニーではなくて、やはりこういう提案すべきだと考えますが、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の再質問にお答えします。

青少年に主権者としての教育というか活動を確保していくということを尾崎議員、言われておるんだと思いますけども、単に成人式の運営につきましても、当然プロジェクトチームが中心になる訳ですけども、町の教育委員会も参画して、助言とかアドバイス等を行っております。その中で町の事柄についても助言したりしております。また、この1点だけではなくて、皆さんご存じのとおり、子ども議会、あるいは学校教育においては、中学校3年生の公民の学習の中では主権者について町行政についての学習もしておりますので、そういう総合的に子供たちに主権者教育をさせていると、あるいは学んでいるということをご理解いただいて、再質問への答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

私が言っているのは、そういうことではなくて、やはり成人式は一度に若い人たちが集う場所ありますから、こういう機会を利用しなければ、いつ

やるのかということでございます。そういう意味におきまして、やっぱり政治に参加するために晴れ着姿でもいいから、そういう模擬投票、つまり今の投票の方法は非常に複雑になっております。昔みたいに、個人名だけ書いてぱっと入れたらいい、と言うんではなくて、やはり複雑なから、そういう投票の仕組みも説明して、こうなってますよということで意識改革をしなければ、今の状態でいきますと、ますます棄権をして、その1票の重みというものがなくなると思いますんで、そういう意味におきまして、ぜひ町としても積極的に提案して、やっぱり若い人が生き生きと、毎回やっぱり成人式来てよかったなと、収穫があったなという、そういう成人式にしていきたいということでございます。

特に、先ほども何遍も申しましたように、20歳になれば、18歳まで引き下げられましたけど、20歳になったら当然選挙権があるんですから、やはりその人たちが地元に戻ってもらうということでも、ぜひそういう風な方向で企画していただきたいということを強く要望して、私の一般質問を終わります。有難うございました。